

役員及び評議員等に対する報酬並びに費用弁償支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 委員とは、評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次の各号によるものとする。

- (1) 理事長が法人の業務に従事した場合については、別表第1に定める額
- (2) 理事及び監事が法人の求めに応じて、業務に従事した場合については、別表2に定める額
- (3) 評議員及び評議員選任・解任委員が法人の求めに応じて、業務に従事した場合は、別表3に定める額

(費用弁償)

第5条 費用弁償は、法人の求めに応じて出張した役員及び評議員について支給する。

- 2 前項に定める者への費用弁償の額は、「社会福祉法人正生会旅費規程」に定める理事評議員等の額とする。

(支給方法)

第6条 報酬及び費用弁償の支給方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月30日に銀行振込又は現金で支払うものとする。ただし、その日が休日の場合は、その前日とする。
- (2) 役員、評議員及び委員については、業務に従事した月の30日（2月は、28日）にその月分を指定する銀行振込、現金で支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人正生会の役員等に対する報酬及び費用弁償支給規程（平成13年9月6日施行）は、廃止する。
- 3 この規程は、令和2年6月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、令和5年6月17日から施行し、令和5年3月18日から適用する。

(第4条関係)

別表第1 (理事長の報酬)

役員等名	報酬の額
理事長	日額 1 万円

別表第2 (役員報酬)

役員等名	報酬の額
理事	日額 6 千円
監事	日額 6 千円

別表第3 (評議員及び評議員選任解任委員の報酬)

役員等名	報酬の額
評議員	日額 6 千円